

# 国家公安委員会定例会議（3月12日）案件

## ○ 議 題 （2件）

### [長官官房]

- 1 警察法施行令の一部を改正する政令案等について（決裁事項）  
（不公表）（説明資料1）

### [刑事局]

- 2 資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令案等について  
（決裁事項）（不公表）（説明資料2）

## ○ 報 告 （7件）

### [長官官房]

- 1 国会の状況について
- 2 令和元年度監察の実施状況について（説明資料3）
- 3 令和2年度監察実施計画について（説明資料4）
- 4 監察の取扱い事案について（不公表）

### [生活安全局]

- 5 令和元年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況について  
（説明資料5）
- 6 令和元年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯の取締り状況等について  
（説明資料6）

### [警備局]

- 7 新型コロナウイルス感染症への対応について（説明資料7）

公安委員会	警察法施行令の一部を	令和2年3月12日
説明資料No. 1	改正する政令案等について	長官官房

## 1 警察法施行令の一部改正

- (1) 地方警務官を1人増員し、定員を都道府県を通じて630人とする。(第6条関係)
- (2) 千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例及び階級別定員の基準の特例を改める。(附則第25項及び第27項関係)
- (3) 福岡県警察及び沖縄県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例及び階級別定員の基準の特例を定めるなどする。(附則第30項から第32項まで関係)

## 2 警察法施行規則の一部改正

- (1) 政策企画官(企画課)を1人増やし、2人とする。(第6条関係)
- (2) 生活安全企画官(生活安全企画課)を設置する。(第17条関係)
- (3) その他所要の規定を整備する。

## 3 警察庁の定員に関する規則等の一部改正

- (1) 令和2年度における増員等に伴い、警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員を改正する。(警察庁の定員に関する規則第1条関係)
- (2) その他所要の規定を整備する。

## 4 地方警務官階級別定員の都道府県配分数の定め

地方警務官の増員に伴い、階級別定員の都道府県別配分数を定める。

## 5 施行期日

令和2年4月1日。ただし、1(2)については同年10月1日。

## 1 概要

令和元年6月7日に公布された「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「資金決済法等改正法」という。）により、資金決済法、金融商品取引法等が改正され、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備等の措置が講じられることとなった。

今般、資金決済法等改正法の施行に向け、下位法令の整備を行うもの。

## 2 改正事項

### (1) 犯罪収益移転防止法施行令の改正

ア 暗号資産の交換等に伴うものに加え、暗号資産の交換等に伴わない暗号資産の管理に係る契約の締結を、取引時確認等の義務が課される「特定取引」とする（第7条第1項第1号ヨ）。

イ 「特定取引」のうち「暗号資産の交換等」につき、閾値を200万円から10万円に改正（同号タ）。

### (2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の改正

猟銃の所持の不許可の要件となる罪に関する規定を追加。

### (3) その他

犯罪収益移転防止法施行令及び犯罪収益移転防止法施行規則並びに国際テロリスト財産凍結法施行令の各条項中、「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

## 3 意見公募手続の実施結果

「資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令案」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」について、金融庁において、1月14日から2月13日までの間、意見公募手続を実施した結果、当庁所管法令の改正に関する質問・意見は0件であった。

## 4 施行期日

資金決済法等改正法の施行の日（令和2年5月1日）

公安委員会	令和元年における少年非行、児童虐待	令和2年3月12日
説明資料No. 5	及び子供の性被害の状況について	生活安全局

## 1 少年非行の状況等

	令和元年	平成30年	増減数	増減率(%)
刑法犯少年の検挙人員	19,914	23,489	▲ 3,575	▲ 15.2
刑法犯少年の人口比	2.9	3.4	▲ 0.5	—

### (1) 少年非行の状況

- 刑法犯少年の検挙人員及び人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員）は共に減少し、前年に引き続き戦後最少を更新。
- 刑法犯少年の包括罪種別では、全罪種において減少。
- 増加傾向にあった特殊詐欺（主要手口）の検挙人員は、前年比で30.4%減少したものの依然として高水準。
- 特別法犯少年の検挙人員は、平成27年と比較して、大麻事犯が約4.2倍に、児童ポルノ事犯が約1.9倍に増加。

### (2) 当面の対策

- 特殊詐欺に加担する少年や大麻乱用少年等の非行集団等の実態把握と取締りの推進。
- 非行防止教室、薬物乱用防止教室等における特殊詐欺への加担防止や大麻乱用防止の啓発の推進。

## 2 児童虐待の状況等

### (1) 児童虐待の状況

- 通告児童数
  - ・ 警察から児童相談所に通告した児童数は98,222人と継続して増加。
  - ・ 身体的虐待が18,279人、心理的虐待が70,721人でそのうち面前DV（児童が同居する家庭における配偶者等に対する暴力）の占める割合が約6割。
- 保護児童数
  - ・ 緊急時や夜間等に警察が保護した児童数は5,553人と継続して増加。
- 児童虐待事件検挙状況等
  - ・ 検挙件数及び被害児童数は、大幅に増加。
  - ・ 態様別検挙状況は、身体的虐待が8割強、性的虐待が約1割。

### (2) 当面の対策

- 児童相談所への通告・情報提供の徹底
  - ・ 児童虐待が疑われる事案を認知した場合には、児童相談所への通告又は情報提供を徹底。

- 児童相談所と警察との連携の強化
  - ・ 児童相談所からの援助要請への速やかな対応、警察官OB等の配置、児童相談所との合同研修による連携強化を推進。
- 警察における組織的対応の徹底と対応力の強化
  - ・ 各警察本部の児童虐待担当部署に児童虐待対策官等を指定し、児童相談所との連携、初動対応等に従事させ、警察の対応力を一層強化。

### 3 子供の性被害の状況等

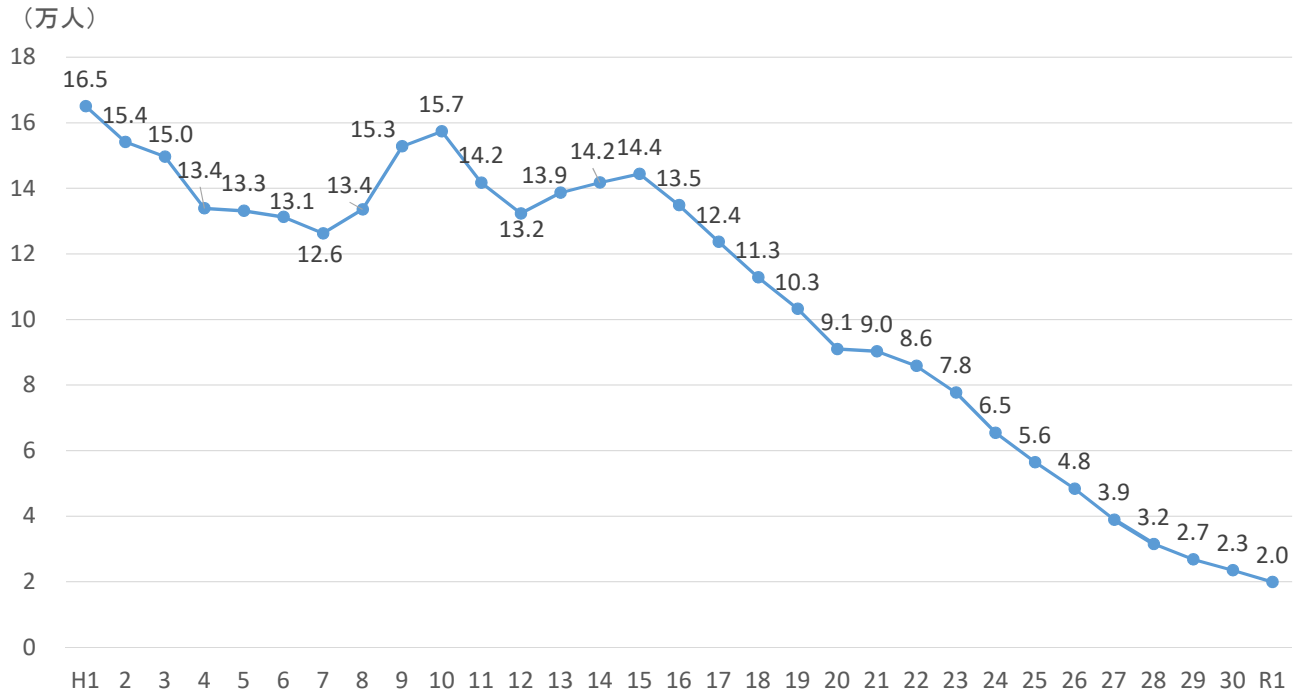
#### (1) 子供の性被害の状況

- 児童買春事犯等（児童買春、淫行させる行為（児童福祉法）、みだらな性行為等（青少年保護育成条例））の状況
  - ・ 検挙件数、検挙人員、被害児童数のいずれも前年比で増加。
  - ・ 被害児童の学職別の割合は、いずれの罪種も前年に引き続き、高校生の被害が最多。
- 児童ポルノ事犯の状況
  - ・ 検挙件数、検挙人員は前年比で減少。一方、被害児童数は増加し、過去最多。
  - ・ 製造事犯の検挙件数は、盗撮等により、前年比で大幅に増加（全体の5割強）。一方、所持等事犯の検挙件数が前年比で大幅に減少。
  - ・ 被害児童の学職別の割合は、中学生の被害が大幅に増加し、最多。
  - ・ 被害態様別（製造手段別）の割合は、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が約4割で最多。
- SNSに起因する事犯の被害状況
  - ・ 被害児童数は前年比で増加し、過去最多。
  - ・ 被害児童を学職別で見ると、高校生と中学生で約9割を占め、特に中学生は前年比で大幅に増加。
  - ・ フィルタリング利用の有無が判明した被害児童のうち、9割弱が被害時にフィルタリングを利用していない。

#### (2) 当面の対策

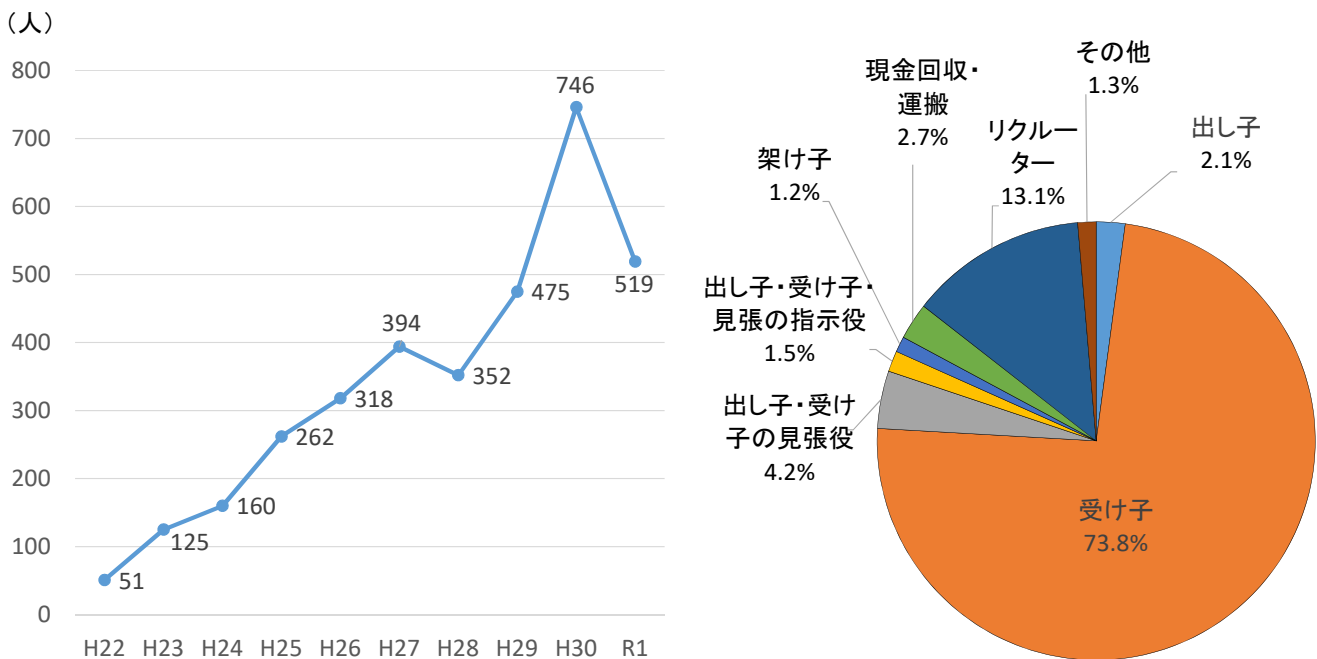
- 児童買春・児童ポルノ事犯など子供の性被害に関する取締りの推進。
- 「青少年ネット利用環境整備協議会」を通じた、SNS事業者に対する働き掛けの強化。
- 子供の性被害防止のための国民に対する広報啓発活動の推進。
- DVD教材やリーフレット制作等、具体的な事件事例を活用した学校等、教育機関による啓発活動への協力。

## 1. 刑法犯少年の検挙人員の推移



令和元年における刑法犯少年の検挙人員は1万9,914人で、戦後最少であった平成30年を更に下回った。

## 2. 特殊詐欺(主要手口)の検挙人員の推移と役割の割合



※ 特殊詐欺(主要手口)とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺を総称したもので、令和元年中の数値は暫定値。

増加傾向にあった特殊詐欺(主要手口)の検挙人員は519人で、前年比で30.4%減少したものの、平成22年と比べ約10倍に増加しているなど、引き続き高い水準にある。検挙人員の73.8%が「受け子」である。

### 3. 特別法犯少年の主な法令別(人員)

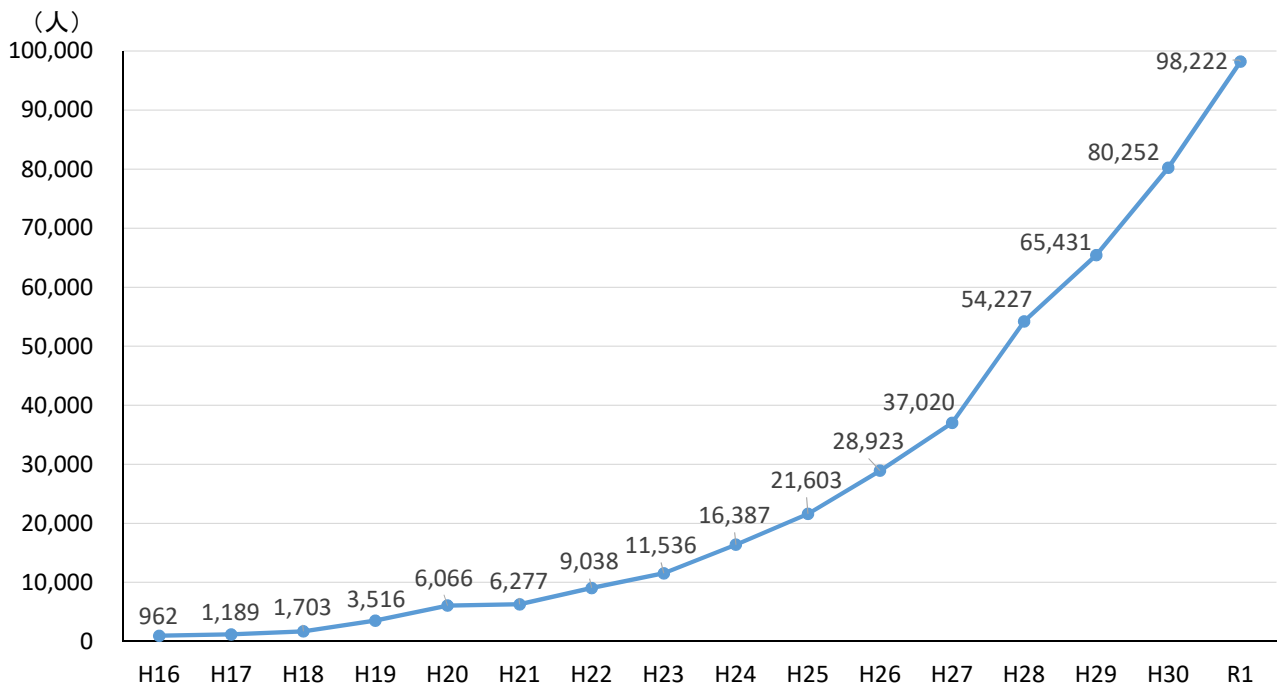
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	増減数	増減率(%)
特別法犯少年検挙人員	5,412	5,288	5,041	4,354	4,557	203	4.7
軽犯罪法	2,393	2,111	1,768	1,096	967	▲129	▲11.8
凶器携帯	226	185	201	164	127	▲37	▲22.6
業務妨害	519	536	416	296	266	▲30	▲10.1
虚偽申告	320	268	178	151	88	▲63	▲41.7
迷惑防止条例	666	735	737	782	705	▲77	▲9.8
粗暴行為	366	362	337	366	314	▲52	▲14.2
児童買春・児童ポルノ禁止法	494	607	709	738	896	158	21.4
児童ポルノ	471	571	667	703	872	169	24.0
大麻取締法	144	210	297	429	609	180	42.0
覚せい剤取締法	119	136	91	96	97	1	1.0
その他の法令違反	1,596	1,489	1,439	1,213	1,283	70	5.8

※ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の罪については、規制薬物の種類に応じて、大麻取締法及び覚せい剤取締法の罪に含めている。

特別法犯少年の検挙人員は、平成27年と比較して、大麻事犯が約4.2倍に、児童ポルノ事犯が約1.9倍に増加。

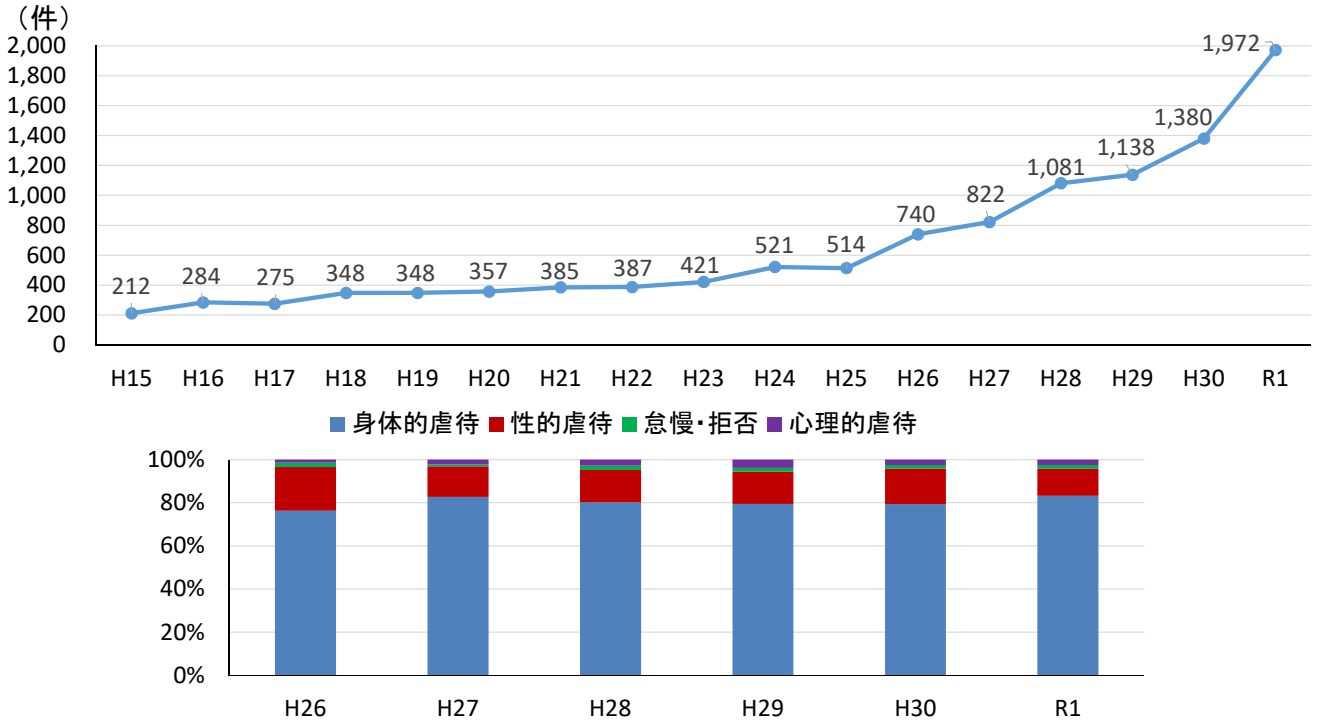
## 児童虐待

### 4. 児童虐待に係る通告児童数の推移



令和元年における通告児童数は98,222人と、前年比で17,970人増加し、増加傾向が継続している。

## 5. 児童虐待事件の検挙件数の推移

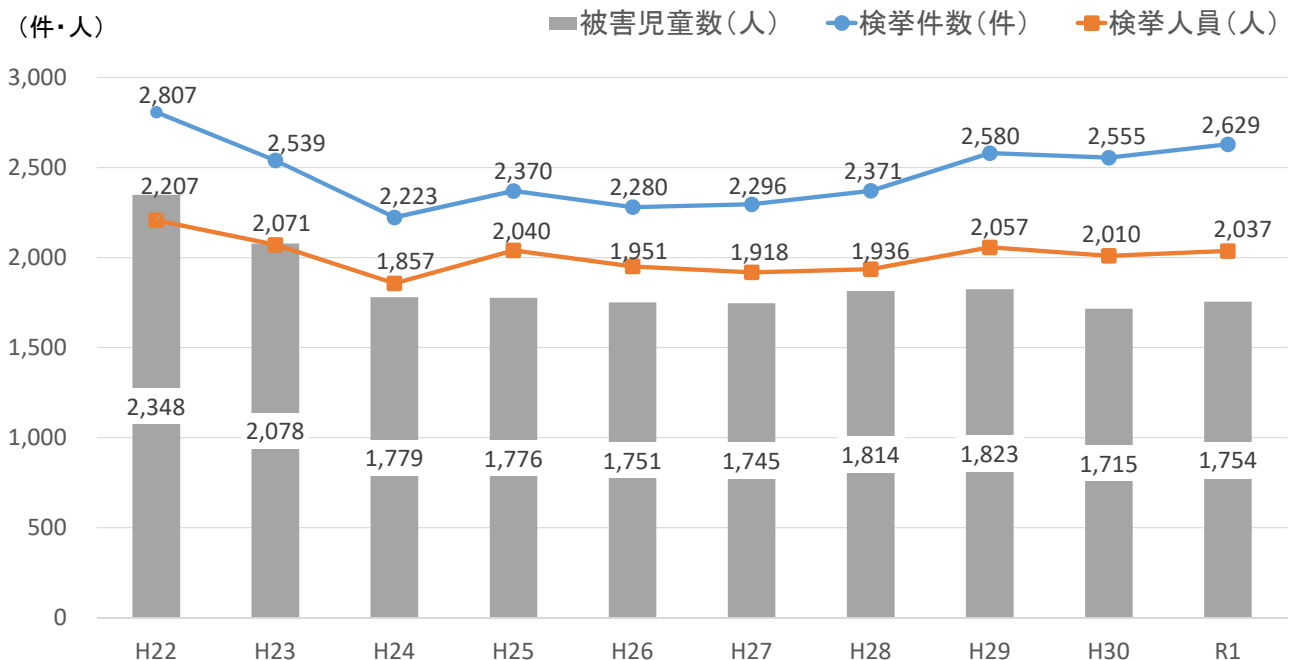


令和元年における検挙件数は1,972件と、前年比で592件増加し、前年比大幅に増加した。態様別検挙状況は、身体的虐待の占める割合が8割強、性的虐待の占める割合が約1割となった。

### 子供の性被害 (児童の性的搾取等)

※ 児童の性的搾取等とは、児童に対する性的搾取及びその助長行為をいう。  
 ※ 児童に対する性的搾取とは、児童に対し、自己の性的好奇心を満たす目的又は自己若しくは第三者の利益を図る目的で、児童買春、児童ポルノの製造その他の児童に性的な被害を与える犯罪行為をすること及び児童の性に着目した形態の営業を行うことにより児童福祉法第60条に該当する行為をすること並びにこれらに類する行為をすることをいう。

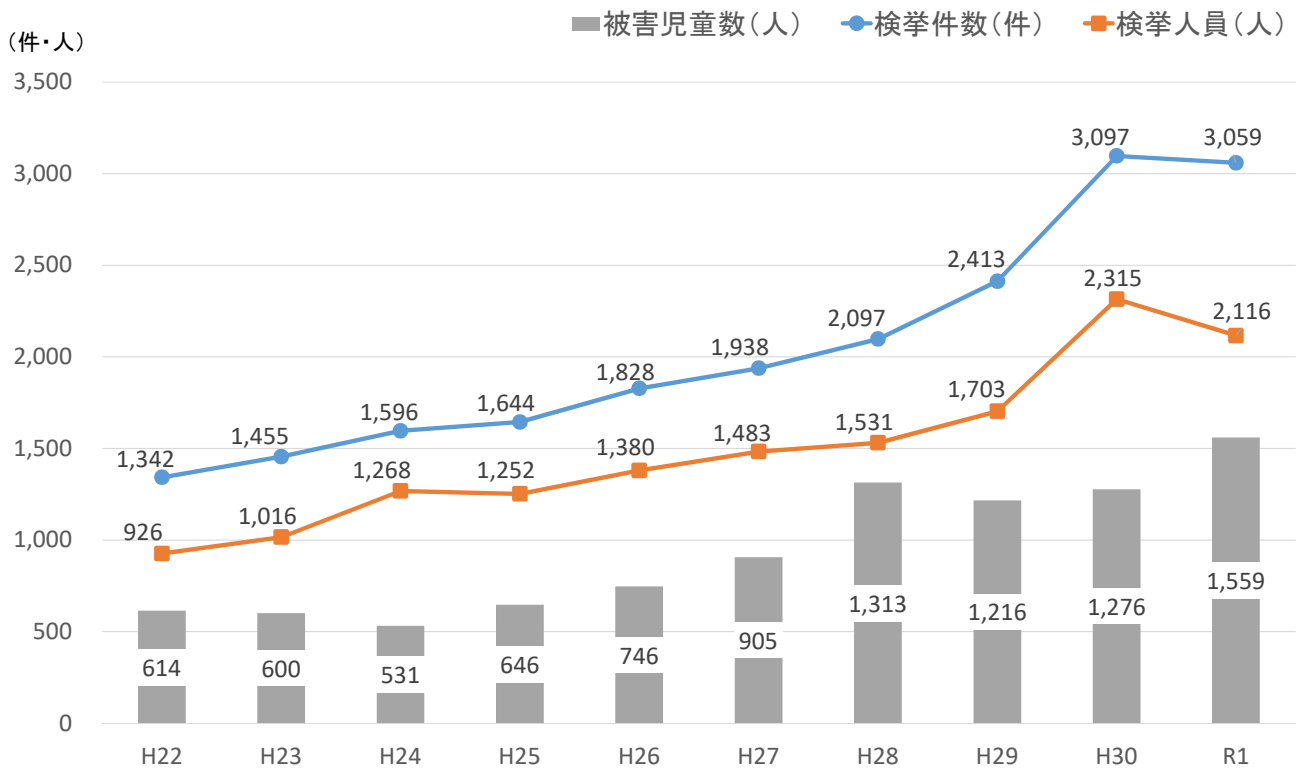
## 6. 【児童買春事犯等】 検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移



令和元年における児童買春事犯等(児童買春、淫行させる行為(児童福祉法)、みだらな性行為等(青少年保護育成条例))の検挙件数・検挙人員・被害児童数は、2,629件、2,037人、1,754人で、いずれも前年比で増加した。

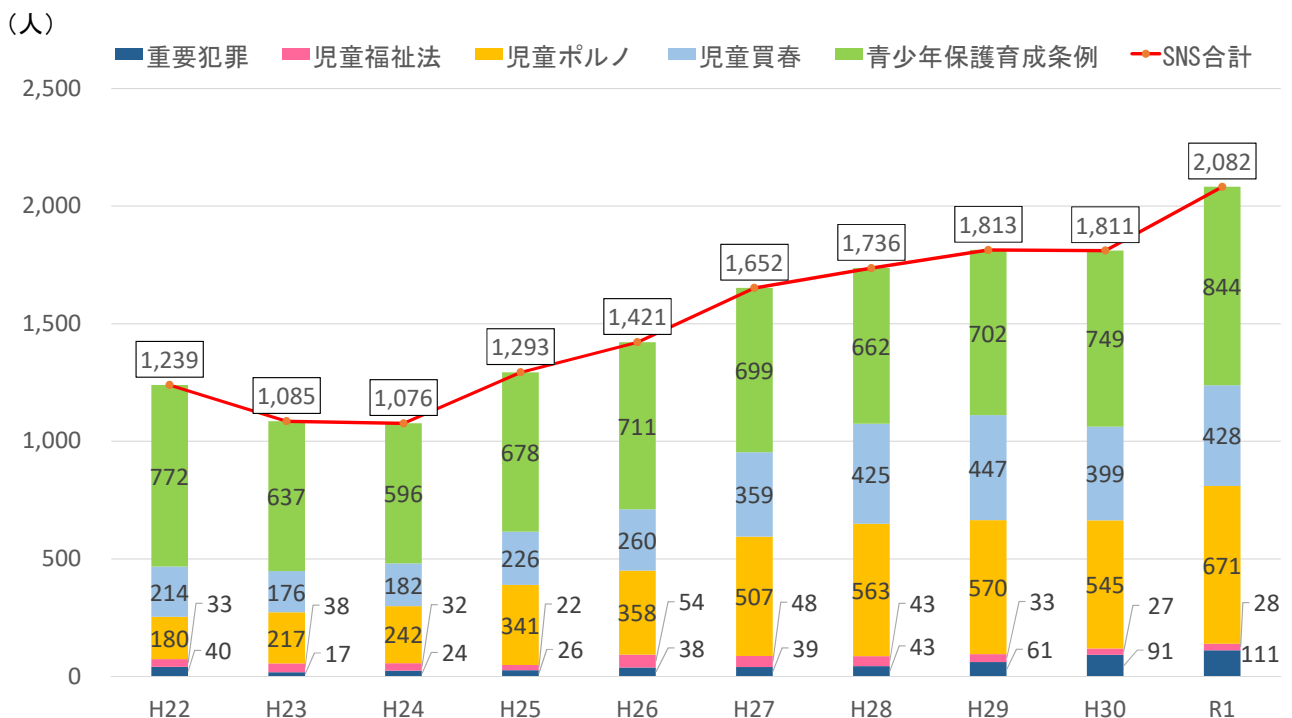


## 7. 【児童ポルノ事犯】検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移



令和元年における児童ポルノ事犯の検挙件数・検挙人員はそれぞれ3,059件、2,116人で、過去最多を記録した前年より減少した。被害児童数は1,559人と、前年比で283人増加し、過去最多となった。

## 8. 【SNS】罪種別の被害児童数の推移



SNSに起因する事犯の被害児童数は、平成25年以降増加傾向にあり、令和元年は前年比で15.0%、過去5年間で26.0%増加し、2,082人となった。

## 1 風俗営業等の状況

(単位：件)

	許可・届出数				取消し等		停止命令		指示	
	R1	H30	増減数	増減率(%)	R1	前年比	R1	前年比	R1	前年比
風俗営業	85,121	86,360	▲ 1,239	▲ 1.4	77	▲ 8	282	▲ 24	3,542	▲ 51
うち1号(キャバレー等)	63,423	63,712	▲ 289	▲ 0.5	69	▲ 3	264	▲ 26	2,969	102
うち4号(まあじゃん・ぱちんこ等)	17,633	18,411	▲ 778	▲ 4.2	6	▲ 1	18	3	513	▲ 109
特定遊興飲食店営業	404	379	25	6.6	0	0	2	2	14	▲ 4
深夜酒類提供飲食店営業	264,938	266,888	▲ 1,950	▲ 0.7	—	—	39	16	713	▲ 56

- 風俗営業の許可数(営業所数)は、継続して減少
- 特定遊興飲食店営業の許可数(営業所数)は、継続して増加

## 2 性風俗関連特殊営業の状況

(単位：件)

	届出数				廃止命令		停止命令等		指示	
	R1	H30	増減数	増減率(%)	R1	前年比	R1	前年比	R1	前年比
性風俗関連特殊営業	31,956	31,925	31	0.1	0	0	14	▲ 1	442	▲ 46
うち店舗型性風俗特殊営業	7,570	7,718	▲ 148	▲ 1.9	0	0	9	0	281	▲ 33
うち無店舗型性風俗特殊営業	21,619	21,421	198	0.9	0	0	5	▲ 1	159	▲ 13

- 店舗型性風俗特殊営業の届出数は、継続して減少
- 無店舗型性風俗特殊営業の届出数は、継続して増加

## 3 風俗関係事犯の取締り状況

	R1		H30		増減数		増減率(%)	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
風俗関係事犯	4,563	4,315	4,723	4,544	▲ 160	▲ 229	▲ 3.4	▲ 5.0
風営適正化法違反	1,409	1,524	1,610	1,747	▲ 201	▲ 223	▲ 12.5	▲ 12.8
売春防止法違反	443	399	427	390	16	9	3.7	2.3
わいせつ事犯	2,650	2,028	2,638	2,118	12	▲ 90	0.5	▲ 4.2
ゲーム機等使用賭博事犯	52	351	42	279	10	72	23.8	25.8
公営競技関係法令違反	9	13	6	10	3	3	50	30.0

- 風営適正化法違反の検挙件数、検挙人員は継続して減少
- ゲーム機等使用賭博事犯の検挙件数、検挙人員はともに増加

## 4 今後の方針

- 違法営業等に対する実態把握の推進
- 風俗営業健全化のための指導の推進及び迅速かつ厳格な行政処分の実施
- 地域やサイバー空間における風俗上の問題点等を踏まえた取締りの推進



公安委員会	令和元年度監察の	令和2年3月12日
説明資料No. 3	実施状況について	長官官房

## 1 監察実施項目

警察施設の安全確保等に向けた取組の推進状況

## 2 監察実施結果

### (1) 警察施設の安全確保に向けた取組の推進状況

- 警察施設への来庁者の把握や無用な出入りの防止のため、防犯カメラやセンサー等の防犯設備等を設置している。
- 警察署1階の窓口業務を担当する警察職員等が庁舎への出入り状況を確認している。
- 交番等のレイアウトの改善やカウンター等の設備の設置を推進している。
- ※ 一部の府県に対し、交番の装備資機材を有事に即応できる箇所に配備するように指導した。
- 一部の府県では、警察署の施設改善事例等の好施策をイントラネットで情報共有等している。

### (2) 拳銃奪取・警察官襲撃事案防止に向けた取組の推進状況

- 教養部門と連携し、交番の施設を使用した実戦的な術科訓練等を実施している。
- 交番等における警察官の複数配置・複数勤務体制が構築されている。
- ※ 一部の府県に対し、無線機の緊急発報訓練を実施するよう指導した。
- 一部の府県では、けん銃の厳格な管理のため、ICタグや指紋認証等による拳銃の出納管理を導入している。

### (3) 被留置者等の逃走防止等に向けた取組の推進状況

- 面会室扉へのセンサーの設置や面会証の交付等、弁護士等の面会終了を直ちに把握する措置が講じられている。
- ※ 一部の府県に対し、面会室扉のセンサーが確実に常時吹鳴する措置を講じるよう指導した。
- 留置施設の点検を実施し、修繕が必要な施設について、必要な措置が執られている。
- 護送時等の逃走事案を見据え、護送訓練等の各種訓練や教養が実施されている。
- ※ 一部の府県に対し、護送態勢の強化について指導した。
- 専務候補者の若手警察官を積極的に登用し、留置担当官の士気高揚のための取組を推進している。

## 1 趣旨

監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）に基づき、令和2年度に警察庁が行う監察の実施計画を作成したものの。

## 2 計画の作成

実施項目については、問題が発生しやすい業務分野での未然防止に資するよう配意し設定する。

## 3 計画の内容

### (1) 実施項目及びその種類

「適正捜査及び組織的な捜査管理の推進状況」【業務】

### (2) 対象部署

全ての都道府県警察

### (3) 実施時期

通年

## 令和2年度 警察庁監察実施計画

監察の種類	業務監察
監察の実施項目	適正捜査及び組織的な捜査管理の推進状況
監察対象部署	全ての都道府県警察
監察の時期	通年